

飲用井戸等衛生対策要領

この要領は、飲用井戸の中に

【 多種類の有害物質等による地下水の汚染
水道法等の規制対象とならない水道の不適切な管理 】 等が

みられるため、厚生労働省から各自治体へ示された

飲用井戸等の衛生対策の指針です。

一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の検査項目

① **給水開始前**には、

水道法水質基準の定められている **全項目（51項目）**

（但し、水源や消毒の有無により省略可能な項目あり）

② **定期的（年1回ごと）**に、

水道法水質基準のうち **11項目（※）**

並びに周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目

（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に
代表される有機溶剤その他）

※一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、
塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度

※水に異常（色、濁り、臭いや味など）を認めた場合は、水質基準項目のうち必要な項目について、臨時の検査を行うこととされています。

検査項目は最寄りの保健所に相談してください。

水質検査のご依頼、お問い合わせは下記までお願い致します。

一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所

東京都板橋区徳丸1-19-10

TEL:03-3934-5821 FAX:03-3934-5856 E-mail:giken@toshoku.or.jp